

グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）

14. ジェンダー平等と女性のエンパワメント

1. グローバル・アジェンダの目的

(1) グローバル・アジェンダの目的

本グローバル・アジェンダは、社会や組織における差別的な制度や仕組みを是正し、女性や女児の可能性を強化するとともに、社会や人々の意識・行動変容を促す取組を通じて、一人ひとりが、性別にとらわれず、人間としての尊厳をもって、それぞれの能力を発揮できる社会の実現に向けて取り組むものである。ジェンダー平等は、人権及び安全保障の概念に密接に結び付いた普遍的かつ根源的な価値である。また、女性や女児のエンパワメント（能力開花）を推進し、平等で公正な社会システムを構築していく取組は、経済的な合理性があり、貧困削減と経済成長を大きく促進する有効な開発手段でもある。

この理解の下、分野横断的事項として、JICAのあらゆる事業においてジェンダーの視点に立った取組（主流化）を推進する。

(2) クラスターの目的

ジェンダー平等に関する取組のうち、女性の経済活動への参画推進を目的とする「ジェンダースマートビジネスの振興」と人間の安全保障の観点から女性の心身に対する脅威の除去を目的とする「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」については、他の開発機関や NGO、民間セクター等と連携しつつ、特に取組を強化する分野としてクラスター化する。「ジェンダースマートビジネスの振興」は、民間を通じて女性にフレンドリーな金融・非金融サービスの提供が拡大されるための政策・制度整備、リソース動員、及び人材育成等を通じて、金融包摂を促進し、女性の起業、リーダーシップ、就労の促進と、インフォーマルビジネス（農業を含む）の課題解決を図ることを目的とする。「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」は、暴力の被害者の保護・救済及び自立・社会復帰に向けた制度整備や人材育成等とともに、社会の意識・行動の変容に向けた活動を通じて、被害者への支援サービスの拡大を図るとともに、ジェンダーに基づく暴力を生み出さない地域や社会づくりに貢献することを目的とする。

2. 課題の現状と分析及び目的設定の理由

(1) 現状と分析

ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進は、1995年の「北京宣言・行動綱領」の採択以降、国際的な取組課題として位置づけられている。世界的にみて、ジェンダー平等が達成されている国は存在せず、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進は、先進諸国を含む世界共通の目標である。

ジェンダー格差を示す代表的な指標の1つに、世界経済フォーラム（WEF）が2006年より『Global Gender Gap Report（GGGR）』において発表しているジェンダーギャップ指数（GGI）である。GGIは、①経済的参加と機会、②教育達成、③健康と生存、④政治的エンパワメントの4つの側面からジェンダー格差に着目し数値化したもので、GGI値が1に近いほどジェンダー平等が進んでいる。2006年の発表以来、ジェンダー格差は年々縮小されているが、GGGR2021におけるジェンダー平等の世界ランキングが1位のアイスランドでさえGGI値は0.892であり、世界規模でジェンダー不平等が存在しており¹、ジェ

¹ 日本のGGI値は0.656で156か国中120位。日本は、①経済的参加と機会117位、②教育達成92位、③健康と生存65位、④政治的エンパワメント147位となっており、特に女性の政治参画の低さが

ンダー平等の達成には 135 年の期間が必要とされている (WEF, 2021)。また、4 つの側面のうち、最も格差が大きいのは、④政治的エンパワメント、次に①経済的参加と機会、②教育達成、③健康と生存の順となっており、特に①経済的参加と機会は、2006 年よりは改善しているものの、その改善速度が遅く、経済面における格差が完全に解消されるまでには 267 年を要すると指摘している (WEF, 2021)。

この経済面におけるジェンダー格差の解消の遅れは、ジェンダー格差を示すもう 1 つの代表的な指標である、国連開発計画 (UNDP) が 2010 年より『人間開発報告書 (HDR)』において発表しているジェンダー不平等指数 (GII) から把握できる。GII は、①リプロダクティブヘルス (妊産婦死亡率および 15~19 歳の女性 1000 人当たりの出産数)、②エンパワメント (立法府の議席に占める男女比および、男女の中等・高等教育の達成度)、③労働市場への参加 (女性の就労率) の 3 つの側面におけるジェンダー格差を数値化したものであり、GII 値が 0 に近いほどジェンダー平等が進んでいることを示す。2010 年の発表以降、ジェンダー不平等は年々縮小され、全世界の GII 値は 0.560 から 0.436 に縮小し、後発開発途上国 (LDC) の GII 値も 0.746 から 0.559 と縮小している (いずれも HDR2010 と 2020 の比較)。また、GII の①リプロダクティブヘルスや②エンパワメントの側面では改善している。しかしながら、③労働市場への参加の側面では後退している。

こうした経済面におけるジェンダー不平等の状況は、新型コロナウイルス感染拡大による影響でさらに悪化することが懸念されている。2020 年 5 月に発表された Citigroup の調査によると、コロナ禍により雇用削減の危機に晒される分野で働く 4400 万人のうち 3100 万人は女性であり、この 3100 万人の女性の失業は、世界の GDP の 1 兆米ドルの減少に繋がる可能性があるとして警鐘を鳴らしている (Citigroup Inc., 2020)。

ジェンダー不平等指数 (GII) を構成する主な指標

HDR 年	妊産婦死亡率 (10 万人あたり)		立法府の女性議席の 割合 (%)		女性の中等・高等教 育の達成度 (%)		女性の就労率 (%)	
	2010	2020	2010	2020	2010	2020	2010	2020
全世界	273	204	16.2	24.6	51.6	61.0	56.8	47.2
LDC	786	412	16.6	22.8	17.8	24.1	64.7	56.6

(出典 : UNDP, HDR2010/HDR2020)

上述のジェンダーギャップ指数 (GGI) やジェンダー不平等指数 (GII) の要素となっていないが、ジェンダー平等に深刻な影響を与えている問題として、ジェンダーに基づく暴力 (SGBV) の存在があげられる。2020 年現在、世界の女性の 3 人に 1 人が身体的・性的暴力を経験し、10 人に 1 人の女兒が望まない性行為や性暴力の被害を受けている。これらの被害は、女性や女兒の心身の健康と平和を脅かすとともに、被害者への支援サービスの費用から刑事司法制度による対応の費用に至るまで、地域の社会や経済に多大なダメージや損失をもたらしている。世界規模では、女性と女兒に対する公的、私的、社会的領域での暴力のコストは、1.5 兆米ドル、世界の GDP の約 2% に相当すると推計されている (UN Women, 2020)。

SGBV の問題は、新型コロナウイルス感染が世界的に蔓延する中、さらに深刻化している。2020 年 4 月に UN Women が発表した調べによると、外出制限や都市封鎖が続く中、

日本の順位を下げる原因となっている。

多くの国や地域で、夫や交際相手、家族からの DV が平均で約 30%増加し、10 代の女性の望まない妊娠が大幅に増加したとの報告がなされている (UN Women, 2020)。

国際社会においては、女性を取り巻く現状や、社会や経済における役割や貢献への認識が高まるにつれ、女性の能力強化や意思決定過程への参画を推進する取組が実施されるようになってきている。しかしながら、上述のとおり未だ社会の様々な側面においてジェンダークラスが存在するとともに、多くの女性が SGBV の被害を受けているのは、その背景に、男性を優性、女性を劣性と見なす性差別の意識や慣行、「男らしさ」や「女らしさ」といった固定的な性役割が内在化された社会規範があるからである²。

依然として「女に教育はいらない」、「結婚して子どもを産むことが女性の仕事である」といった考え方が根強い国・社会も多く、多くの女兒が教育の機会を奪われ、幼くして親が決めた相手との結婚を強いられている。また、こういった社会規範が徐々に変革され、女性や女兒に対する教育や保健サービスの重要性が認識され、状況が改善されつつある国・社会がある一方、依然として先進国を含めほとんどの国・社会では「家事や育児は女性の仕事である」、「ビジネス経営は男性の方が適任である」といった考え方があり、資金・資源へのアクセスや賃金・労働環境に格差が存在する国も多く、女性の経済的参加や機会が阻害されている。さらに、多くの女性が期待される性役割や性規範から逸脱した行為への「罰」として暴力を受けている。例えば、75 か国を対象にした世界価値調査 (World Values Survey) では、約 50%の男女が「政治リーダーには女性より男性が向いている」と回答し、40%以上の男女が「男性の方がビジネスを上手く経営する」と感じ、約 30%の男女が「男性がパートナーを殴るのは正当である (justifiable)」と回答している (UNDP, 2020)。

このような現状を是正し、ジェンダー平等な社会を実現するためには、女性や女兒を取り巻く問題の構造を総合的に分析した上で、社会や組織における差別的な制度や仕組みを是正し、女性や女兒の保護や安全確保、能力強化に取り組むとともに、男性を優位とする社会や人々の意識を変えていく取組が不可欠である。

(2) グローバル・アジェンダ事業戦略の目的設定の理由

ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進は、人間の安全保障の視点に基づく公正で持続可能な開発の実現に向けて取り組むべき重要な課題である。2015 年 9 月に国連総会で、国際社会共通の目標として合意された「持続可能な開発目標 (SDGs)」においても、独立した開発目標として「目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女兒の能力強化を行う」と掲げられている。また、貧困削減や質の高い教育の推進、全ての人の健康と福祉の推進、平和で公正な社会づくりといった、国際社会が目指すあらゆる開発目標の達成に向けても、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを意識した取り組みを横断的に進めることが重要であることが明記されている。

また、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進は、経済成長や貧困削減にも影響を与える。マッキンゼーによると、女性の経済的参加を男性と同等のレベルに拡大することで、2025 年までに GDP を 26% (28 兆ドル) 増加することができるとされ (McKinsey Global Institute, 2015)、ILO によれば、70 か国の 13,000 企業を調査した結果、経営層においてジェンダー多様性確保の努力をした企業の方が 10~15%成長率が高いとされている。

² 社会規範の影響は、例えば「Tackling Social Norms – A game changer for gender inequality」(UNDP, 2020) 等において、指摘されている。

る（ILO, 2019）。また、女兒が1年長く初等教育を受けると、その子が将来得る収入が約10～20%増加し（WB, 2002）、マラウイでは、女性が男性と同等に農業資源にアクセスできれば、農業生産が7.3%増え、GDPが1億ドル増加し、24万人が貧困状態から抜け出すことができるとされている（UN Women, UNDP, UNEP, WB, 2015）。

このような国際社会における重要課題に取り組んでいくため、本グローバル・アジェンダ事業戦略では目的「一人ひとりが、性別にとらわれず、人間としての尊厳をもって、それぞれの能力を発揮できる社会の実現」を設定し、下記4. のとおり取り組んでいく。

なお、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進は、近年の首脳級、閣僚級会合では常に重要なテーマとして取り上げられ、成果文書・宣言等において、各国の強いコミットメントが示されている。2019年6月に大阪で開催されたG20サミットでは、安倍総理（当時）主催による女性のエンパワメントに関する首脳特別イベントが開催され、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進の重要性を強調する「大阪首脳宣言」が採択された。また、米、英等の欧米諸国においても、ジェンダー平等と女性のエンパワメントは、国際協力の重点課題と位置づけられ、関連する政策が策定されている³。

（3） 国際機関等の取組

ジェンダー平等と女性のエンパワメントは、あらゆる分野に関わる横断的事項であり、その実現には、あらゆる分野課題において「ジェンダー主流化」を推進していくことが重要となる。「ジェンダー主流化」とは、様々な分野における政策や事業の立案・実施・モニタリング・評価時において、ジェンダーの視点に立った取組を進めることである。これらの取組に際しては、以下の3つの視点を踏まえることが必要とされている。

第一に、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを実現するための政策・制度整備や、組織の能力強化が重要である。具体的には、国家政策において、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する視点が確保されるようにするとともに、ナショナル・マシーナリー（女性課題省等の男女共同参画社会を推進する組織）の行政能力の強化や、関係省庁や組織における制度整備や人材育成を行うことである。

第二に、女性や女兒の可能能力の強化が重要である。既存のジェンダー不平等な社会構造の中で、多くの女性や女兒が長年不利益を被り、その潜在能力を発揮できない状況に置かれている。女性が社会の様々な資源や機会に平等にアクセスし、それらの資源を主体的に活用しつつ、女性が人生における自己決定権を高めていくための取組を進めていくことが必要である。

第三に、ジェンダーに基づく差別や社会規範に関する人々の意識や行動の変容に向けた取組が重要である。男性や女性、子供、地域や市民社会の有力者や意思決定者、教師や行政官等に対する啓発や教育を推進しつつ、地域や社会における固定的な性別役割分業や有害な社会規範や慣習の撤廃に向けた取組を進めていくことが必要である。

（4） 日本政府の政策的重点

日本政府は、男女の人権を尊重し、男女が社会の制度や慣行によって性別による差別的な扱いを受けず、政策等の立案や決定から家庭内外の活動において男女平等を推進するため、1999年に男女共同参画社会基本法を施行した。同基本法に基づき、男女共同参画基本計画が策定され、2020年12月に閣議決定された第5次計画では、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の11の目標が掲げられて

³ USAIDは2012年版を「The 2020 Gender Equality and Women Empowerment Policy」として改訂。英はDFID時代の2018年に策定した「The Strategic Vision for Gender Equality」をFCDOにおいても引き継ぐことを発表。

いる。また、2015年8月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が策定され、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主に義務付けられている。

2015年11月に改定された開発協力大綱は、その基本方針において、「人間一人ひとり、特に脆弱な立場におかれやすい子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民族等に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現に向けた協力を行う（後略）」と定めている。また、同大綱では、開発協力の適正性確保のための原則の一つとして「女性の参画の促進」を掲げており、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進し、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう一層積極的に取り組むことを明記している。

2016年5月には、同大綱を踏まえた課題別政策として、「女性の活躍推進のための開発戦略」が策定された。同戦略では、人間の安全保障の実現、平和と安全の確保、経済・社会のより質の高い成長を目指し、重点分野として、女性にやさしいインフラ整備、女子教育支援（科学、テクノロジー、工学、数学のSTEM分野を含む）、防災・平和構築分野をはじめとする女性の指導的役割への参画推進等を掲げている。

また、同大綱の策定以前の2015年9月には、安保理決議第1325号（女性と平和・安全保障の問題を明確に関連づけた初の安保理決議）⁴等の履行に関する行動計画が策定された。同計画は、「Ⅰ 参画」、「Ⅱ 予防」、「Ⅲ 保護」、「Ⅳ 人道・復興支援」、「Ⅴ モニタリング・評価・見直し」の5本柱に沿って、それぞれの目標、具体策、具体策の達成度を測る指標を設定している。2019年3月に2019年～2022年までの第二次行動計画が策定され、5本柱に沿って設定された79の具体策のうち、JICAの取組は62に関連している。

3. 日本・JICAが取組む意義

日本は、GIIでは189か国中24位、GGIにいたっては156か国中120位であり、ジェンダー平等は、国内においても重要な取組課題として認識されている。しかしながら、「日本も遅れている」ということが、ジェンダー格差の是正に向けた国際協力を推進しない理由にはならない。世界においてジェンダー格差を克服した国は未だ存在しておらず、国際社会において、ジェンダー平等と女性のエンパワメントは、各国が相互の連携を強化して共に取組んでいく課題として位置づけられている。「誰一人取り残さない」SDGsのゴールの達成に向けて、世界最大のバイドナーである日本/JICAも、国内外の多様な関係者とのパートナーシップを強化しつつ、共にジェンダー格差を乗り越えていくための協力を推進していく必要がある。

上述のとおり、近年の国際社会による取組によって、女性の健康や教育水準は向上し、女性の経済活動や政治への参画も進んできている。また、法律や政策・制度面におけるジェンダー平等が保障されるとともに、女性の社会進出も進んできた。しかしながら、①経済・労働、②保健、③教育、④政治・ガバナンスの4つの側面を比較すると、①経済・労働の側面ではジェンダー平等の達成が遅れており、また、これら4つの側面のジェンダー格差が解消されつつあっても、なお解決できない問題がジェンダーに基づく暴力(SGBV)である。従って、今後はこれら2つの側面により注力していく。

経済・労働の側面に関する取組として女性の経済的エンパワメントを推進するため、経

⁴ 2000年10月の国連安全保障理事会にて採択。紛争予防・平和構築・復興等の全てのプロセスと意思決定レベルにおける女性の参加や、紛争下における性暴力からの女性・女児の保護、紛争時、紛争後の帰還・社会統合において女性と女児のニーズに配慮すること等を要請。国連は加盟国に対し、1325号実施のため国別行動計画の策定を呼びかけ、現在86か国が国別行動計画を策定している（2020年12月現在、WIPF）。

済の根幹である市場のダイナミズムを公的セクターと民間セクターが協働して変えていく必要がある。従来、公的セクターが中心となり、政策・制度・規制、インフラ整備、人材育成等を通じた労働上の差別撤廃、無償労働の負担削減、ディーセントワークの普及を進めてきた。これに加え、今後は公的セクターがカタリストとして民間動員を図り、市場の重要アクターである民間とともに、良質かつ安価で利便性の高い“女性フレンドリーな”製品やサービスの市場からの提供を促進することで、起業・企業におけるオーナーシップ、リーダーシップ、ワークフォース面での女性の登用・参加を拡大していくことが求められる。この“女性フレンドリーな”製品・サービスの提供による女性の経済参画やリーダーシップを促進する取組をジェンダースマートビジネス（GSB）と呼称する。JICA は、民間セクター開発や金融包摂分野において公的セクターと民間セクターの双方を包括的に対象として協力を行ってきた経験がある。公的及び民間セクターの双方に働きかけ、“女性フレンドリーな”金融・非金融サービスの提供を促進し、市場のダイナミズムを変えていくカタリストになり得ることに JICA の強みがある。

ジェンダーに基づく暴力（SGBV）を撤廃するためには、ホットラインの設置や地域レベルでの啓発等による暴力の「予防」、シェルターの整備や相談員の育成等による被害者の「保護」、職業訓練や教育支援等による被害者の生活再建や経済的な「自立・社会復帰」、法・司法制度の構築等による「加害者処罰」の強化の4つの側面に取組む必要がある。欧米諸国をはじめとするバイドナー及び UN Women や UNDP 等の国際機関は、長年にわたり「予防」と「加害者処罰」を中心に協力を実施しており、強みがある一方、JICA は、「予防」にとどまらず、人身取引対策の協力経験を踏まえた「保護」、職業訓練や生活再建等の協力経験を踏まえた「自立・社会復帰」にも強みがある。また、SGBV は、日本国内においても重要視されている取組課題であり、2017 年の統計では、国内における 15 歳から 49 歳までの成人女性の 31% が DV 被害を経験している（内閣府、2019）。こうした中、国内においては、2001 年に DV 防止法を制定するとともに、刑法の改正も含め、被害者の支援や加害者処罰に向けた法整備を進めるとともに、被害者の心身の回復や生活再建に向けた制度整備や支援が進められている。民間の支援団体も多く存在している。日本国内に 15 の拠点を有する JICA はこうした国内の関係組織とのネットワークを図り、協力対象国と日本とが SGBV の撤廃に向けて共に学び、行動する場・機会を創出できることに JICA の強みがある。

4. グローバル・アジェンダーの目的への貢献のシナリオとクラスター

(1) JICA 協力のアプローチはどのようなものか？

本グローバル・アジェンダは、横断的事項として、JICA によるあらゆる取組へのジェンダー主流化の推進を通じて、一人ひとりが、性別にとらわれず、人間としての尊厳をもって、それぞれの能力を発揮できるジェンダー平等な社会を実現する、ことを目指す。

JICA においてジェンダー平等や女性のエンパワメントを促進する活動が取り入れられている事業は、案件数ベースで 40%、金額ベースで 72% であり（2020 年度実績）、JICA においてジェンダー主流化が推進されているとは言い難い。また、技術協力、有償資金協力、無償資金協力といったスキーム、分野、地域によってばらつきがある。いずれのスキーム、いずれの分野においても、ジェンダー課題を分析し、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に向けた取組を検討し、2030 年までの達成目標（定量指標）として、現在の 2 倍以上の 80% の案件をジェンダー案件とすることを目指す。また、JICA の研修・留学プログラムにおける女性の割合（人数ベース）50%を目指す。

課題の現状、日本政府の政策、及び JICA のポートフォリオに鑑み、以下の 5 つを優先取組課題とする。いずれの優先取組課題においても、その課題にかかる制度や仕組み、女性や女兒の可能力の強化、社会や人々の意識・行動変容の 3 つの視点から、女性や女兒を

取り巻く問題の構造を総合的に分析した上で、効果的な取組を行っていく。

1) 女性の経済的エンパワメントの推進

女性の生産資源へのアクセスや技術習得の機会の向上、無償労働の負担削減や労働上の差別撤廃を通じて、女性の就業・雇用機会の拡大、ディーセントワークの普及、女性による起業を推進し、女性の経済活動への参画と自立を図る。

関連する主なグローバル・アジェンダは「民間セクター開発」、「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」。

2) 女性の平和と安全の保障

人身取引を含むジェンダーに基づく暴力や、紛争や災害下での脆弱な状況から女性や女児を保護し、女性の社会復帰と自立に向けた支援を行う。同時に、治安改善、平和構築、防災等の取組における女性の参画とリーダーシップを推進する。

関連する主なグローバル・アジェンダは「平和構築」。

3) 女性の教育と生涯にわたる健康の推進

母子保健や保健システムの強化、女性の性と生殖の健康と権利（SRHR）の推進等を通じ、女性の生涯にわたる健康を推進する。また、初等・中等教育の就学率の向上のみならず、高等教育の就学率向上やSTEM分野の女性の参加促進を通じ、女性の自己実現に向けた教育を推進する。

関連する主なグローバル・アジェンダは「保健医療」、「教育」。

4) ジェンダー平等なガバナンスの推進

ジェンダー平等で包摂的な国家開発計画・政策の策定、法・司法制度の整備を支援するとともに、関係する省庁・組織の能力向上を支援することで、女性の行政・ガバナンスにおける参画を推進する。

関連する主なグローバル・アジェンダは「ガバナンス」。

5) 女性の生活向上に向けた基幹インフラの整備

女性の家事、育児、介護等の労働負担の軽減や公平な分配、女性の社会・経済活動への参画につながるような、電気、給水設備、道路、公共交通等の農村・都市インフラを整備する。

関連する主なグローバル・アジェンダは「運輸交通」、「都市・地域開発」。

(2) JICA 協力のクラスターはどのようなものか？

本グローバル・アジェンダは、特に取組が必要な課題に対応するため、クラスター「ジェンダースマートビジネス（GSB）の振興」及び「ジェンダーに基づく暴力（SGBV）の撤廃」を掲げ、取組を強化する。

いずれのクラスターも創成期であるため、他の開発機関やNGO、民間セクター、大学や研究機関との連携が不可欠である。特に、米、英、豪等は、女性の経済的なエンパワメントやジェンダーに基づく暴力の撤廃を重点課題として取組んでいることから、これら同じ価値観を共有する国との連携が有効である。米、英、豪等による活動とも適宜連携し、JICA事業を「核となる価値の創造（モデル形成）」に向けて計画・実施していく。

クラスター「ジェンダースマートビジネスの振興」の概要は以下のとおり。

【ジェンダースマートビジネス（GSB）の振興】：

民間を通じて女性にフレンドリーな金融・非金融サービスの提供が拡大されるための政策・制度整備、リソース動員、及び人材育成等を通じて、金融包摂を促進し、女性の起業、リーダーシップ、就労の促進と、インフォーマルビジネス（農業を含む）の課題解決を図る。

● **クラスターの目標（定量）**

10万人（+ α ）の女性に金融・非金融サービスが提供される。

20機関（+ α ）によりGSBが振興される。

今後10年間で、女性の置かれた状況に即したサービスを提供するための政策・制度整備、人材育成等を通じて、20機関によりGSBが振興され、10万人の女性に金融・非金融サービスが提供されることで、女性の起業、リーダーシップ、就労を促進し、女性の経済的エンパワメントを促進する。

他の開発機関等との連携の在り方：

ジェンダー×ファイナンスを戦略の柱とする国際機関や国際プラットフォームとの協調を図る。金融包摂の先駆的取組や研究を進める世銀CGAP（Consultative Group to Assist the Poor）、女性の金融包摂を促進する技術支援やファイナンスの提供を行うWWB（Women's World Banking）等と新たなアプローチの試行と経験共有や発信を進める。同時に、米、英等の欧米諸国が主導する2X Challenge⁵等の国際プラットフォームを通じた官民連携、資金動員の促進、ジェンダーレンズ投資、ジェンダースマートビジネスのナレッジ構築に注力していく。

日本国内ステークホルダーの取り込み・裨益：

途上国のビジネスに関心を有する企業やビジネススクール等と連携し、女性の金融包摂や起業、就労促進等の事例を共有し、新たなアイデアを検討する。

民間の技術・資金の動員：

日系の金融機関、保険会社、企業等と、途上国における金融・非金融サービス提供、またファイナンスの提供において連携を進める。国内のESG投資やインパクト投資の動きを活用し、資金動員を図る

⁵ 2018年のG7シャルルボワ・サミット（加）においてG7の開発金融機関（DFIs）により、「2X（ツークス）チャレンジ：女性のためのファイナンス」イニシアティブの立上げが発表された。日本からはJICAとJBICが参加している。2020年までの初期フェーズでは、目標30億ドルの2倍以上の70億ドルが動員された（JICAは海外投融資10件が該当）。2021年のG7コーンウォール・サミット（英）の機会に、2Xチャレンジのメンバー機関は新たなフェーズ（2021年～2022年）の資金動員目標150億ドルを発表した。

クラスター「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」の概要は以下のとおり。

【ジェンダーに基づく暴力（SGBV）の撤廃】：

SGBV 被害者の保護・救済及び自立・社会復帰に向けた制度整備や人材育成等とともに、社会の意識・行動の変容に向けた活動を通じて、被害者への支援サービスの拡大を図るとともに、ジェンダーに基づく暴力を生み出さない地域や社会づくりに貢献する。

● **クラスターの目標（定量）**

262 万人の SGBV 被害女性・女兒に支援サービスが提供される。

今後 10 年間で、被害者に対する支援実践力を有する 1000 名の専門家人材並びに 14200 人のサポーター人材の育成を通じて、262 万人の SGBV 被害女性・女兒に支援サービスを提供するとともに、支援対象地域における SGBV の予防と撤廃に向けた意識と行動変容を促進する。

他の開発機関等との連携の在り方：

SGBV の撤廃に向けて 4 つの側面に包括的に対応することが必要であるため、「予防」や「加害者処罰」を得意とする、米、英等の他ドナーや UNFPA、UNDP、UNWomen、UNICEF、UNHCR 等の国連機関、国際・現地 NGO 等とも連携しつつ、JICA は、「予防」にととまらず、「保護」や「自立・社会復帰」にも取り組む。

日本国内ステークホルダーの取り込み・裨益：

日本国内においては、被害者支援に携わる民間や行政の支援者や研究者による全国ネットワークが立ち上がるとともに、各都道府県においても SGBV 被害者への支援に向けた施策や制度が一定程度整備されてきている。本クラスターの取り組みにおいては、これらの国内における人材との連携を強化するとともに、国内における取り組みの知見や教訓を活用する。

民間の技術・資金の動員：

SGBV の撤廃に向けた取り組みにおいては、民間の技術や資金を動員しつつ、被害者支援に向けたアプリ等の開発や、関連する情報のデジタル化、支援者の ICT 能力の強化、SGBV 撤廃に向けた社会企業モデルの構築や制度化、普及・拡大等に取り組む。

5. グローバル・アジェンダ、クラスターに関する戦略的取組の工夫

(1) 日本国内での「グローバル・アジェンダ」、「クラスター」の事業展開：

① **課題別研修・国別研修：**

本グローバル・アジェンダでは、課題別研修「行政官のためのジェンダー主流化」により、開発途上国でジェンダー主流化を推進するうえで重要な役割を担うナショナルマシーナリー（女性課題省等の男女共同参画社会を推進する組織）及び関係省庁の行政官等の能力強化に取り組む。特に重要な課題として、女性の経済的エンパワメント（ジェンダースマートビジネスの振興）や女性の平和と安全の保障（ジェンダーに基づく暴力の撤廃）に関する研修を実施することで、政策策定レベルから実務レベルに至るまでジェンダー主流化を推進するための人材育成を行う。

同時に、全ての課題別研修・国別研修において、女性の応募勧奨や選考における考慮等に一層取り組むことにより、女性の参加比率を 2030 年までに 50%に向上する（参考：

2020年度36%)。その際、女性の参加比率の少ない、運輸交通分野や資源・エネルギー分野への参加が拡大するよう留意する。

② 留学生・長期研修（開発大学院連携）

本グローバル・アジェンダに属する特定の留学・長期研修プログラムは設置していないが、女性が様々な分野で活躍し、リーダーシップを発揮できるよう、①プログラムの設置、もしくは、②SDGs グローバルリーダーコース等の既存プログラムでジェンダー平等と女性のエンパワメントについて学ぶことのできるコースの開拓、を検討する。

同時に、全ての留学・長期研修において、課題別・国別研修と同様に、女性の参加勧奨や選考における考慮等に一層取り組むことにより、女性の参加比率を2030年までに50%に向上する（参考：2020年度35%）。

③ ネットワーク化

ジェンダー平等と女性のエンパワメントに関する国内外の組織、有識者、民間、市民社会等との連携やネットワークを構築・強化し、その相乗効果を通じてよりインパクトのある成果の発現を目指す。特に、クラスター「ジェンダーに基づく暴力（SGBV）の撤廃」においては、日本国内の被害者支援に携わる民間の有識者や行政とのネットワークを強化し、これらによる取組の知見・教訓を活用していく。また、ジェンダー主流化やジェンダースマートビジネスの有効な取組である金融包摂について、能力強化研修を実施し、国際協力における人材の充実を図る。

(2) 民間連携事業との協働：

クラスター「ジェンダースマートビジネス（GSB）の振興」において民間連携事業（海外投融資）との協働を特に意識して取組む。具体的には、2X Challenge のプラットフォームを通じた官民連携、資金動員の促進、ジェンダーレンズ投資、ジェンダースマートビジネスのナレッジ構築に注力していく。

(3) 「イノベーション」、「デジタル・トランスフォーメーション」、「外国人材活用」などの新たな事業展開可能性分野

クラスター「ジェンダースマートビジネス（GSB）の振興」及び「ジェンダーに基づく暴力（SGBV）の撤廃」は、いずれも比較的新しい取組であり、その課題解決に向けては、デジタル技術等を活用した、イノベティブな取組が求められる。

GSBの振興においては、民間の組織がデジタル技術を活用して金融・非金融サービスを提供することで、既に新たな可能性が誕生しつつある。例えば、従来は予め決められた農機具や農薬しか受け取ることができなかったが、バーコードの発行を通じて裨益対象である個々の農民がニーズにあった資機材を受け取ることが可能となったり、リスクの高い現金によるインフォーマルな預金グループに頼っていた女性達が、デジタルによる預金グループに参加することで安全かつ自律的に資金を管理し、生計を向上できるようになりつつある。

SGBVの撤廃においては、被害者による通報、警察による対応、その後の被害者ケアに向けたアプリの開発等を通じて、デジタル技術を活用した「予防—保護—処罰—自立」の包括的な支援モデルを構築していくことも可能となる。

(4) 新型コロナ感染症への対応：

COVID-19により増大するジェンダーリスクに対応する（ジェンダー不平等の助長を回避する）取組を強化する。また、社会のBuild Back Betterに向けて、女性や女兒ケーパビ

リティ（可能力）を高め、ジェンダー平等を一層推進する。

以上